

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する港湾の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 兵庫県美方郡香美町 企業

乙 兵庫県美方郡香美町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金311,887円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年6月1日

(2) 事故発生場所

鳥取市賀露町西四丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方乙が、鳥取港岸壁を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で行中、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。